

## 用途

### 埼玉県福祉のまちづくり条例

#### バリアフリー法

バリアフリー法令の建物（全国共通）

埼玉県バリアフリー条例の建物  
（埼玉県の引下げ、追加建物）

法令の用途について面積を指定しています

法令で定めている用途について、福まち条例のかかる面積を規定します  
例）飲食店150㎡～

福まち条例独自の建物にも適用されます

バリアフリー法や条例で対象となっていない用途も適用します  
例）事務所、工場

## 整備基準

### 埼玉県福祉のまちづくり条例

#### バリアフリー法

バリアフリー法令の基準  
（全国共通）

埼玉県バリアフリー条例の基準  
（埼玉県の上乗せ基準）  
例）階段の両側手すり

すべての利用者が使用する部分に適用します

バリアフリー法で規定する不特定多数又は高齢者障害者が利用する部分だけでなく、建物のすべての人が利用する部分の整備が必要です  
例）共同住宅の住戸までの廊下、学校の階段

細かいところまで配慮を求めています

バリアフリー法で規定する整備箇所の基準に加え、利用しやすい施設にするため細かい基準を追加しています  
例）廊下には突出物を設けない、標識の文字はわかりやすく

福まち条例独自の整備箇所があります

バリアフリー法で規定していない埼玉県独自の整備箇所があります  
例）カウンター、休憩施設

# 埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則 改正（案）イメージ

目的：埼玉県の福まち条例の整備範囲が、建築主や設計者に伝わりやすい条文に  
（バリアフリー法の引用や、独自基準を明確にする）

## 階段の例

### 福祉のまちづくり条例

- ・ 表面は粗面又は滑りにくい材料
- ・ 両側に手すり設置 **強化**
- ・ 回り段を設けない **強化**
- ・ 踏面の端部と周囲との色の明度さ等により段を容易に識別
- ・ 段鼻の突き出し無しでつまづきにくい構造 **強化**
- ・ 段がある部分の上端に点状ブロックを設置

### バリアフリー法

- ・ 手すり設置
- ・ 表面は粗面又は滑りにくい材料
- ・ 踏面の端部と周囲との色の明度、色相、彩度により段を容易に識別
- ・ 段鼻の突き出しその他つまづきの原因を設けない構造
- ・ 段がある部分の上端に点状ブロックを設置（不特定多数の視覚障害者利用に限る）
- ・ 回り階段でない（空間が困難な場合はこの限りでない）

改正

- ・ **バリアフリー法に定める基準に適合**
- ・ 両側に手すり設置
- ・ 回り段は設けない
- ・ すべての階段の上端に点字ブロック